

第 2 4 号議案

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 2 9 号）の  
一部を次のように改正する。

別表第 2 プール施設の使用料の部（ 1 ）団体使用の款ア団体貸切使用  
の項中「 2 , 1 0 0 円」を「 1 , 9 0 0 円」に改め、同款イ団体特別使  
用の項中「 3 , 2 0 0 円」を「 3 , 5 0 0 円」に改め、同部（ 2 ）個人  
使用の款中

「	<table border="1"><tr><td>室内プール</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td>屋外プール</td><td></td></tr></table>	室内プール	5 0 0 円	屋外プール		を	「	<table border="1"><tr><td>室内プール</td><td>5 5 0 円</td></tr><tr><td>屋外プール</td><td></td></tr></table>	室内プール	5 5 0 円	屋外プール		に、
室内プール	5 0 0 円												
屋外プール													
室内プール	5 5 0 円												
屋外プール													

「 5 0 0 円券 1 2 枚」を「 5 5 0 円券 1 1 枚」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料に  
ついては、なお従前の例による。

（提案理由）

東綾瀬公園温水プールの使用料を改定する必要があるので、この条例  
案を提出いたします。